

第 4 2 6 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 2 . 6 . 1 提 案 分

| 区 分 | | 議案No | 議 案 名 | | | |
|--|-------------|------|--|-------|-------|--|
| 議 案 (12件) | 予算案 (1件) | 6 9 | 平成 2 2 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) | | | |
| | 条例案 (6件) | 7 0 | <p>職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえ、及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業をすることができる職員の範囲等について所要の改正</p> <p>①職員の育児休業等に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児休業、育児短時間勤務又は部分休業をすることができること 等 <p>②職員の勤務時間に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が3歳未満の子を養育するために請求した場合の時間外勤務の免除 ・ 配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は小学校就学前の子を養育するための時間外勤務の制限の請求をすることができること 等 <p>③市町村立学校の教職員の給与等に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員について②に同じ <p style="text-align: right;">施行日：平成22年6月30日</p> | | | |
| | | 7 1 | <p>職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当の受給資格要件について所要の改正</p> <p>①雇用保険法の特例一時金に相当する失業者の退職手当の受給資格要件の改正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改 正 前</th> <th style="text-align: center;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 次のいずれかに該当する者 ア 季節的に雇用される者 イ 短期の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいう。）に就くことを常態とする者 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">季節的に雇用される者</td> </tr> </tbody> </table> <p>②その他規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p> | 改 正 前 | 改 正 後 | 次のいずれかに該当する者 ア 季節的に雇用される者 イ 短期の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいう。）に就くことを常態とする者 |
| 改 正 前 | 改 正 後 | | | | | |
| 次のいずれかに該当する者 ア 季節的に雇用される者 イ 短期の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいう。）に就くことを常態とする者 | 季節的に雇用される者 | | | | | |

| 区 分 | | 議案No | 議 案 名 | | | |
|---------------------|--|--|-------|-------|-------------------------|----------------------------|
| 条例案 つづき | 7 2 | <p>特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、過疎地域における県税の課税免除について所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 過疎地域内において、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を受けることができる業種 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>改 正 前</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造の事業 ソフトウェア業 旅館業</td> <td>製造の事業 情報通信技術利用事業 旅館業</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p> | 改 正 前 | 改 正 後 | 製造の事業 ソフトウェア業 旅館業 | 製造の事業 情報通信技術利用事業 旅館業 |
| | 改 正 前 | 改 正 後 | | | | |
| | 製造の事業 ソフトウェア業 旅館業 | 製造の事業 情報通信技術利用事業 旅館業 | | | | |
| | 7 3 | <p>島根県県税条例及び島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例</p> <p>平成22年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正</p> <p>①県税条例 清算所得課税の廃止に伴う法人の県民税及び法人の事業税の規定の整理</p> <p>②水と緑の森づくり税条例 引用する条項の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成22年10月1日</p> | | | | |
| | 7 4 | <p>島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例</p> <p>公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の制定に伴う所要の改正</p> <p>①県立高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程に在学する者について、授業料及び受講料を納付することを要しない</p> <p>②その他規定の整備</p> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p> | | | | |
| 7 5 | <p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象市町村：安来市 移譲する事務：旅券法に基づく事務のうち一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務 <p style="text-align: right;">施行日：平成22年10月1日</p> | | | | | |
| 一 般 事件案 (5件) | 7.6 | <p>契約の締結について 宍道湖流域下水道西部2号幹線管渠移設工事</p> <p>契約の方法：一般競争入札 契約金額：948,150,000円</p> <p>工期：議決のあった日の翌日から起算して590日目に当たる日</p> <p>契約の相手方：中筋組・今岡工業特別共同企業体</p> <p>施工場所：出雲市東園町～大島町地内</p> | | | | |

| 区 分 | | 議案No | 議 案 名 |
|-------------------|---|--|-------|
| 一 般 事件案 つづき | 専決処分事件の報告及び承認について | | |
| | 承 認 1 | 平成21年度島根県一般会計補正予算(第6号) 県債、地方交付税等の額の確定に伴う平成21年度一般会計予算の補正 ・補正予算額:2,878,855千円(補正後予算規模:598,031,875千円) (平成22年3月31日専決) | |
| | 承 認 2 | 平成21年度島根県公債管理特別会計補正予算(第2号) 平成21年度一般会計予算の補正に伴う補正 (平成22年3月31日専決) | |
| | 承 認 3 | 平成21年度島根県営住宅特別会計補正予算(第3号) 県債等の額の確定に伴う補正 (平成22年3月31日専決) | |
| 承 認 4 | 島根県県税条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例 平成22年度税制改正による地方税法の改正に伴う所要の改正 ①県税条例 ・自動車税:グリーン化税制について、軽減対象の見直しを行った上で2年間延長 ②手数料条例 ・引用する条項の整理 (平成22年3月31日専決) | | |
| 報 告 (8件) | 報告4 | 平成21年度島根県一般会計予算繰越明許費繰越計算書 | |
| | 報告5 | 平成21年度島根県臨港地域整備特別会計予算繰越明許費繰越計算書 | |
| | 報告6 | 平成21年度島根県流域下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書 | |
| | 報告7 | 平成21年度島根県営住宅特別会計予算繰越明許費繰越計算書 | |
| | 報告8 | 島根県附属機関の設置状況等について 島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例第7条に基づく報告 | |
| | 報告9 | 専決処分事件の報告について(変更契約の締結) 5件 ・一般国道432号東岩坂バイパス地方道路交付金(改良)(仮称)東岩坂トンネル工事 567,474,600円(7,386,750円増額) ・主要地方道津和野田万川線邑輝Ⅱ工区地方道路交付金(改良)(仮称)新昭和トンネル工事 2,075,333,400円(4,807,950円減額) ・主要地方道川本波多線志学工区地方道路交付金(改良)長方トンネル工事 678,799,800円(2,133,600円増額) ・島根県営住宅((仮称)浜田市原井団地)建設(建築)工事 707,968,487円(1,253,387円増額) ・横田高等学校改築(管理教室棟建築)工事 509,553,450円(16,578,450円増額) | |

| 区 分 | 議案No | 議 案 名 |
|------------|------|--|
| 報 告 つづき | 報告10 | 専決処分事件の報告について（損害賠償） 25件 ・里方県職員宿舍事故 1件 賠償額合計 90,300円 ・交通事故 17件 賠償額合計 4,758,748円 ・落石事故等 7件 賠償額合計 2,751,646円 |
| | 報告11 | 専決処分事件の報告について（訴えの提起） 1件 県営住宅家賃長期滞納者に対する明渡訴訟 対象者1名 |